

南三陸町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】（第2次計画）

令和7年3月

南三陸町

■ 目次

1 背景	P1
2 基本的事項	P3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス	
(4) 基準年度・計画の期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3 温室効果ガスの排出状況	P6
(1) 温室効果ガスの総排出量	
(2) 温室効果ガス総排出量の増減要因	
4 温室効果ガスの排出量削減目標	P9
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5 目標達成に向けた取組	P9
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6 進捗管理体制と進捗状況の公表	P11
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1 背景

（1）気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関する安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年（2021年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていますこと、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。近年、本町においても度々豪雨災害に見舞われており、これらの影響は、もはや他人事ではない状況にあります。

（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年（2015年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30年（2018年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとする必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年（2020年）10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年（2024年）4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減すること

とし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年（2021年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年（2021年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年度（2030年度）において、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12年度（2030年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位:億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂ 部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のため適切にカウントする。			

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

令和3年（2021年）10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を令和12年度（2030年度）までに50%削減（平成25年度（2013年度）比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団

体実行計画の策定率を令和7年度（2025年度）までに95%、令和12年度（2030年度）までに100%とすることを目指すとしています。

上記を踏まえ、本町においても令和2年3月に策定した「南三陸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の見直しを行い、令和7年度を初年度とする本計画（南三陸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第2次計画））を策定し、目標年度とする令和12年度（2030年度）における温室効果ガス削減量達成に向けて、その取り組みを推進するものです。

2 基本的事項

（1）目的

南三陸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「南三陸町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、南三陸町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的として策定するものです。

（2）対象とする範囲

南三陸町事務事業編の対象範囲は、南三陸町の全ての事務・事業とします。

温室効果ガス総排出量を算定する対象施設は、次のとおりとします。

なお、新たに施設が新設された場合は温室効果ガスの対象とする施設に追加します。

表2 温室効果ガス総排出量の算定対象とする施設

令和6年3月31日時点

No.	施設名	分類	備考
1	役場本庁舎	庁舎	
2	歌津総合支所庁舎	庁舎	保健センター、公民館含む
3	総合ケアセンター南三陸	庁舎	
4	志津川保育所	保育施設	
5	戸倉保育所	保育施設	子育て支援センター含む
6	伊里前保育所	保育施設	子育て支援センター含む
7	名足こども園	保育施設	
8	志津川地区学童保育施設	保育施設	
9	歌津地区学童保育施設	保育施設	
10	クリーンセンター	廃棄物処理施設	

No.	施設名	分類	備考
11	衛生センター	廃棄物処理施設	
12	草木沢廃棄物処理場	廃棄物処理施設	
13	サケふ化場（小森）	その他施設	
14	サケふ化場（水尻）	その他施設	
15	サンオーレそではま	観光施設	
16	尾崎公衆トイレ	観光施設	
17	田東山公衆トイレ	観光施設	
18	葦の浜農村公園	その他施設	
19	戸倉公民館	教育施設	
20	入谷公民館	教育施設	
21	オーストラリア友好学習館	教育施設	
22	志津川小学校	教育施設	
23	戸倉小学校	教育施設	
24	入谷小学校	教育施設	
25	伊里前小学校	教育施設	
26	名足小学校	教育施設	
27	志津川中学校	教育施設	
28	歌津中学校	教育施設	
29	学校給食センター	教育施設	
30	南三陸病院	病院施設	
31	水源地・浄水場・配水池	その他施設	
32	袖浜排水処理施設	その他施設	
33	歌津浄化センター	その他施設	
34	ひころの里	観光施設	
35	神割崎キャンプ場	観光施設	
36	南さんりく斎苑	その他施設	
37	平成の森	教育施設	
38	スポーツ交流村	教育施設	
39	生涯学習センター	教育施設	
40	3.11メモリアル	観光施設	
41	震災復興祈念公園	その他施設	
42	旭桜寮	教育施設	

(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス

本町の実行計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載される以下の7種類のガスのうち、排出量を多く占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(参考) 表3 地球温暖化対策推進法第2条第3項に示される温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	略称	排出される主な活動
① 二酸化炭素	CO ₂	電気の使用、燃料（ガソリン、軽油、A重油、LPG、都市ガス）の使用廃棄物の焼却
② メタン	CH ₄	湿地、水田、家畜の腸内発酵等、廃棄物の焼却
③ 一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等
④ ハイドロフルオロカーボン	HFC	HFC封入カーエアコンの使用など
⑤ パーフルオロカーボン	PFC	パーフルオロカーボン（PFC）を含有する商品の廃棄
⑥ 六ふつ化硫黄	SF ₆	絶縁ガスとして六ふつ化硫黄（SF ₆ ）が封入された電気機械器具の使用・点検・廃棄
⑦ 三ふつ化窒素	NF ₃	電気機械器具などの電気絶縁ガス

(4) 基準年度・計画の期間

基準年度は、平成30年度（2018年度）とします。

前計画は、令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）度末までを計画期間としていました。これについて令和6年度に見直しを行い、令和7年度から令和12年度を計画期間とする、目標年次に向けた新たな取り組み量等を策定しました。

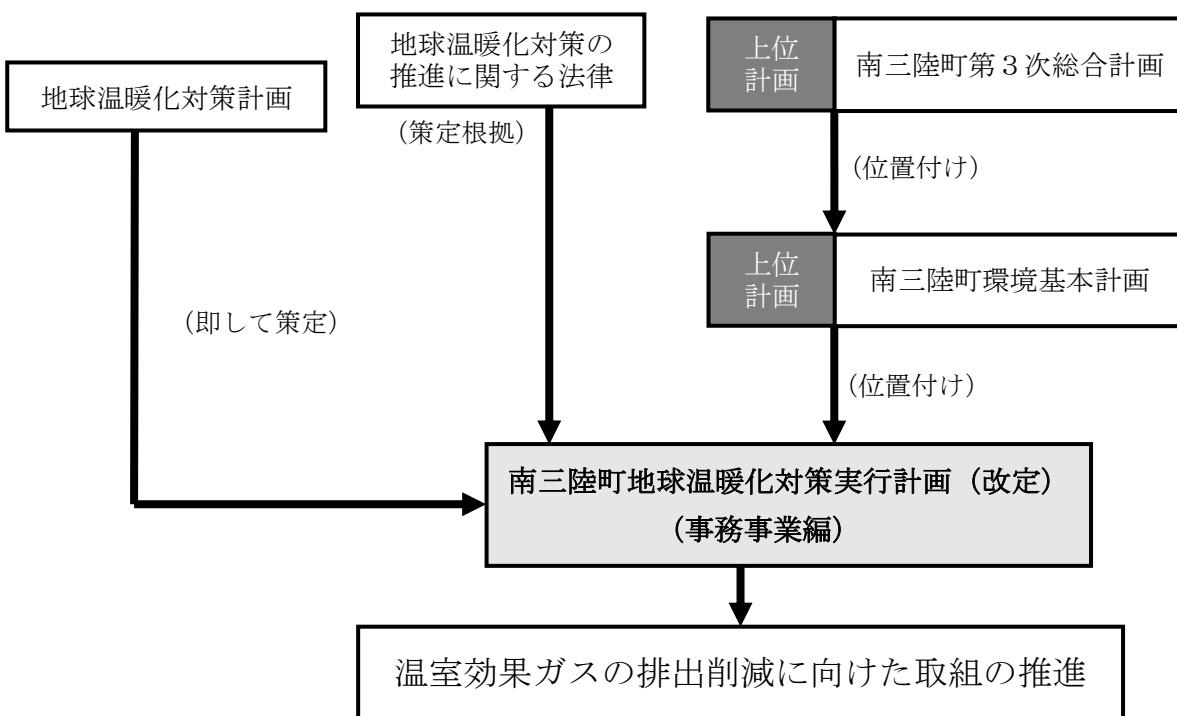
なお、情勢が大きく変化した場合においては、必要に応じて計画の見直しを行います。

項目	年 度								
	2018	2019	2020	…	2024	2025	2026	…	2030
期間中の事項	基準年度		1次計画開始		1次計画見直し	2次計画開始			目標年度
計画期間				→				→	

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

南三陸町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び南三陸町第3次総合計画に即して策定します。



図一2 南三陸町事務事業編の位置付け

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量」は、令和5年度（2023年度）において、3,918t-CO₂となっています。基準年度である平成30年度（2018年度）からの推移を見ると、削減傾向にはありますが削減率とすれば約10%ということになります。

(表4) 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移 (t-CO₂)

区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ガソリン	148.61	132.05	109.63	96.34	93.30	88.29
灯油	214.73	237.64	206.81	229.81	210.09	176.06
軽油	12.48	12.33	8.75	7.59	9.46	11.57
A重油	205.03	239.48	238.69	210.44	220.24	198.28
液化石油ガス(LPG)	47.91	44.49	41.70	44.60	35.12	39.97
電気	3,678.58	3,442.18	3,393.58	3,578.93	3,401.82	3,358.16
一般廃棄物	63.10	67.56	65.93	50.75	42.08	45.87
合計	4,370.44	4,175.73	4,065.09	4,218.46	4,012.11	3,918.20

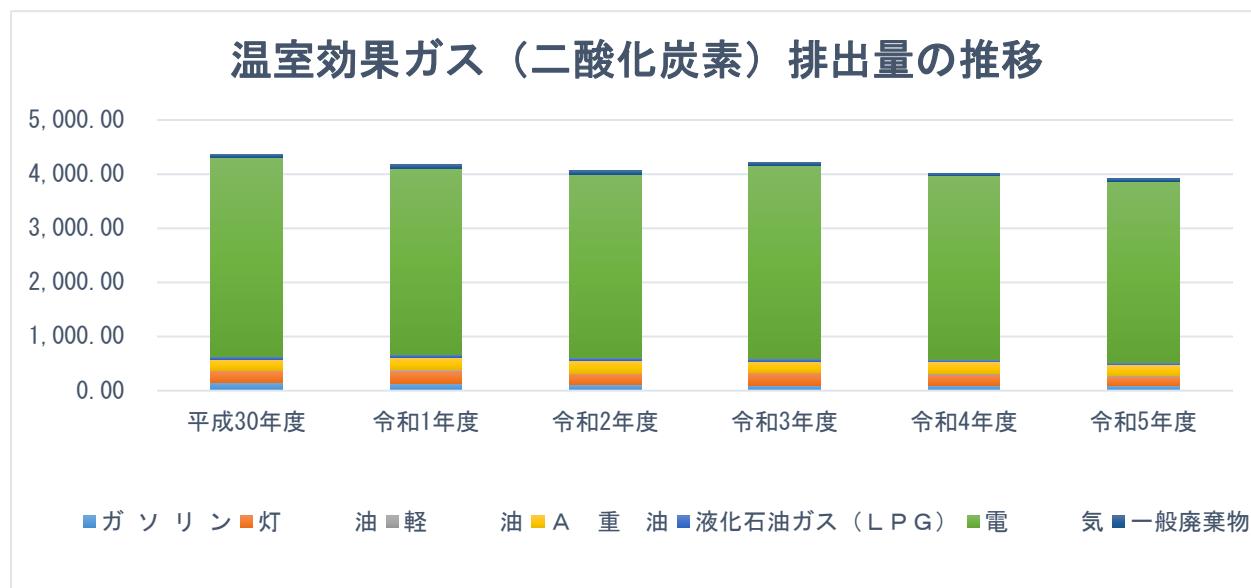


図 3 南三陸町の事務・事業に伴う「温室効果ガス排出量」の推移

施設別では、教育施設が全体の26%を占め、次いで病院施設21%、廃棄物処理施設13%、庁舎11%、保育施設4%、観光施設2%となっています。なお、その他には公園施設や斎場等が含まれています。

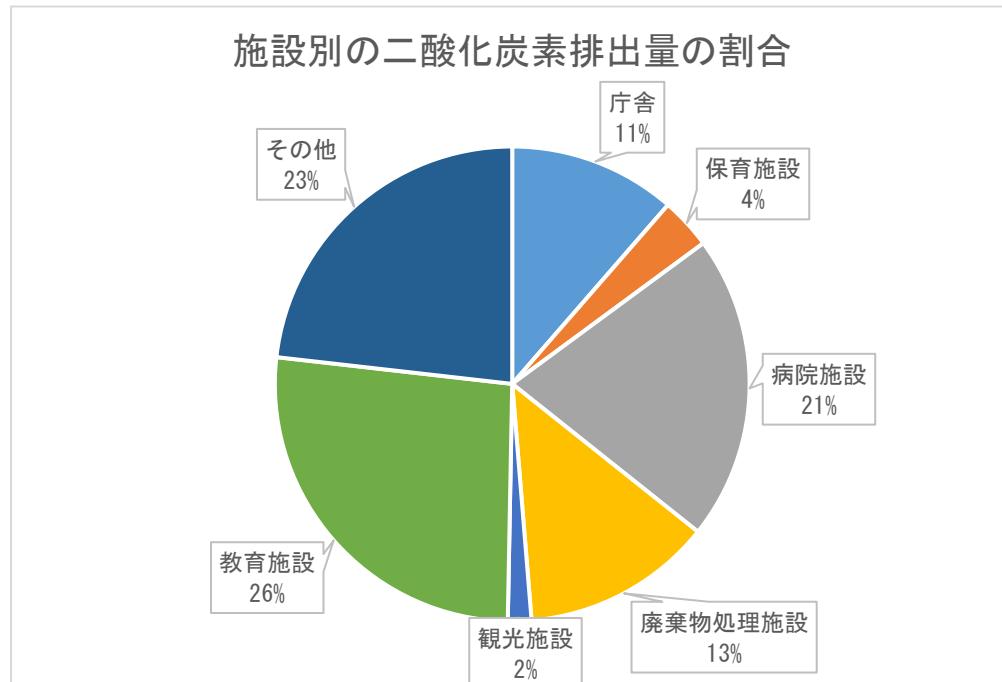


図 4 施設別の「温室効果ガス排出量」の割合（令和5年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の86%を占め、次いでA重油5%、灯油5%、ガソリン2%となっています。

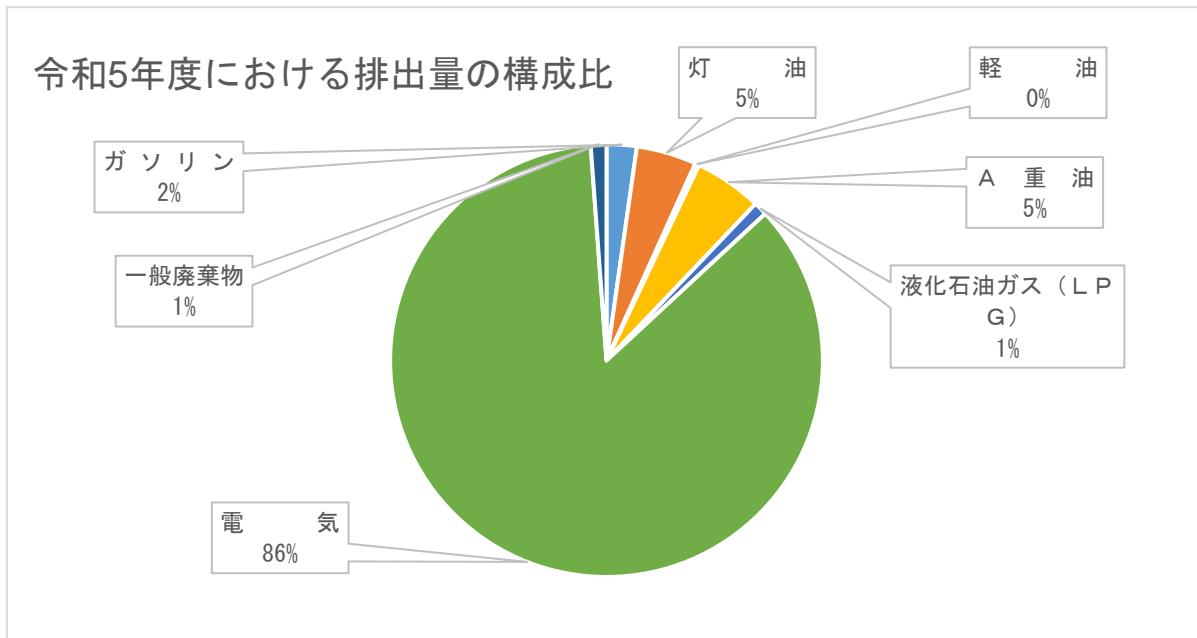


図 5 エネルギー種別の「温室効果ガス排出量」の割合（令和5年度）

（2）温室効果ガス総排出量の増減要因

南三陸町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 新たな施設の供用開始による増加
- コロナ禍からの脱却による経済活動の回復による増加
- 小中学校へのエアコン設置に伴う利用による増加
- 夏季の高温化に伴うエアコン利用の利用拡大と利用長期化による増加

② 減少要因

- 南三陸B I O稼働による衛生センターでのA重油使用量の減少
- 公用車両へのH V、E V車両導入によるガソリン使用量の減少
- 公共施設のLED改修に伴う電力消費量の減少

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、南三陸町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

令和3年10月に改訂された地球温暖化対策計画では、中期目標として令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で温室効果ガス排出量を46%削減することを目標としています。

平成25年度(2013年度)及び平成30年度(2018年度)から令和12年度(2030年度)までの期間はそれぞれ17年間及び12年間であることから、平成30年度(2018年度)を基準年度とした場合の削減目標を次により算出しました。

$$\rightarrow 46\% \times 12\text{年} / 17\text{年} = 32.47\%$$

よって、本町の削減目標は32%とします。

5 目標達成に向けた取組

表-5 温室効果ガス排出量の目標

項目	基準年度(2018年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガス排出量	4,370 t-CO ₂	2,971 t-CO ₂
削減率	—	32%

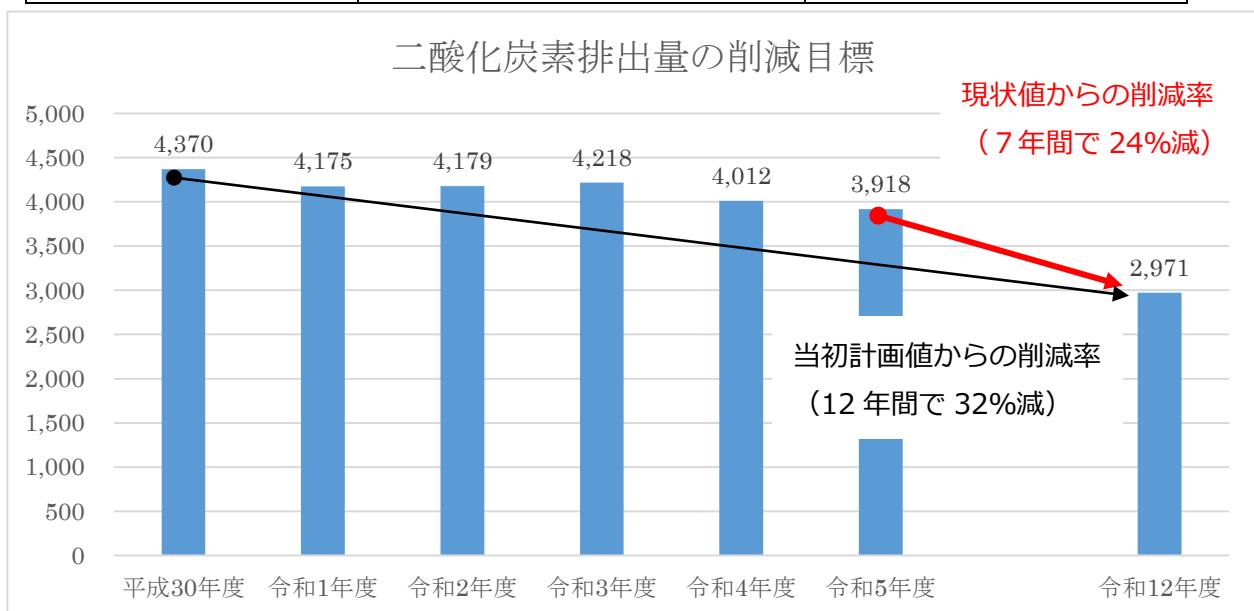


図6 温室効果ガスの削減目標

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

また、本町の恵まれた自然環境を活かした町の事業を通して、温室効果ガスの多くを占める二酸化炭素（CO₂）の吸収を図り、これを目標値から相殺することにより目標値の達成に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 気温や室温の変化に合わせて、空調の設定温度をこまめに調整します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設の設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED化を進めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 電気自動車等の二酸化炭素排出量の少ない車両等の調達を進めます。
- 用紙の節減（節水、ごみの減量）に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電装置の活用、地中熱利用など、公共施設における再生可能エネルギー利活用を積極的に進め温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進委員会等による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。

➤公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑥ 二酸化炭素吸収事業の推進

➤町有林の適正管理（伐採及び植林）による森林経営向上とともに、二酸化炭素吸収量の効率化を推進します。

(試算)

町有林における年間の伐採（樹齢 50 年程度）及び植林面積：平均約 30ha … a

杉 50 年生と 10 年生の吸収量の差：2 t /ha … b

10 年生の杉が 50 年に達するまでの吸収量の遞減率：1/2 と仮定 … c

町有林における杉の比率：約 35% … d

$$a \times b \times 40 \text{ 年} \times c \times d = 420 \text{ t}$$

※ 実質的な削減目標

令和 12 年度の目標値である年間排出量 2,971 トン

令和 5 年度排出量 3,918 トン

$$3,918 \text{ トン} - 2,971 \text{ トン} = 947 \text{ トン}$$

上記⑥で求めた植林による吸収量 420 トン

$$947 \text{ トン} - 420 \text{ トン} = 527 \text{ トン}$$

目標年次である令和 12 年度までに上記①～⑥の施策の更なる推進により、年間の二酸化炭素排出量について 527 トンを削減していくこととなります。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

（1）推進体制

南三陸町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「南三陸町地球温暖化対策推進委員会」（以下「委員会」という。）を設けます。なお、委員会の事務局は農林水産課が担います。

（2）点検・評価・見直し体制

南三陸町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、次期南三陸町事務事業編策定に向けた、現計画見直しの検討を行います。

① 毎年の PDCA

南三陸町事務事業編の進捗状況は、事務局より各課に対して定期的に報告を求め、事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

また、結果等については南三陸町環境審議会にも提供します。

② 時期計画策定までの期間内における PDCA

委員会は毎年進捗状況を確認・評価します。本計画終了時（2030 年度）には目標の達成度を評価し、設定目標や工程の妥当性等を検討し、必要がある場合には令和 12 年度（2031 年度）に南三陸町事務事業編の改定を行います。

（3）進捗の状況の公表

南三陸町事務事業編の進捗状況は、必要に応じて町のホームページ等で公表します。